

勇退資金の計画

医療法人からの退職、個人事業の廃業後の資金を計画することが勇退資金計画です。いわば、いままでの資金の精算であると同時に、勇退後の生活資金になるだけでなく将来的な相続対策の前提ともなるものです。

勇退時に確認することが通常ですが、勇退後の生活基盤にかかわることなので事前に計画し準備期間に事前検討をしておくことをお勧めいたします。

勇退資金の区分ごとに内容を説明します。

番号	項目	内容	備考
1	個人資金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人的な資金 ・親族からの相続贈与資金 ・運用資金 ・個人事業の事業主処理資金 	ご自身での確認をお願いします
2	事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の預貯金の残金 ・医療法人の残余財産 	会計資料から計画
3	勇退準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後に準備した勇退資金 ・節税対策換金資金（小規模共済、年金基金、確定拠出年金） ・倒産防止共済、医療法人役員生命保険 	会計・税務資料から計画
4	役員退職金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人からの役員退職金 	限度額を算定
5	出資金払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人解散による払戻金 	会計資料から算定
6	出資金売却金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人出資金売却（医療法人 M&A）による資金 	見込額を算定
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の資金 	

医療承継計画書コンサル

65歳以上の院長を対象として、5年後の医療承継の計画書作成コンサルを開始しました。医療法人、個人事業の先生方の5年後の状況（退職、承継、売却等）を考慮しての事前検討コンサルです。

特に5年後にどのくらいの勇退資金（事業資金、生命保険等の退職資金）が見込まれるかということを中心にまとめています。今までの患者データや過去の節税対策を考慮しての計画書となります。

コンサル料金は、33万円（税込）からとなります。ご希望の場合は、弊社担当までお申しつけ下さい。報告まで1か月位のお時間をいただいております。

歯科会計®

インボイス制度①

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイスとは「適格請求書」のことで、インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことをいいます。インボイス制度開始後は、仕入税額控除を受ける際に、このインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

1. 消費税の仕組み

インボイス制度の説明をする前に、基本的な消費税の仕組みをみていきます。
消費税の仕組みは下記ようになります。

$$\text{預かった消費税} - \text{支払った消費税} = \text{消費税額}$$

ここで、支払った消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

インボイス制度開始後は、インボイスが無いと支払った消費税を控除することが出来ず、結果的に消費税の納税額が多くなることとなります。

2. 影響のない事業者

上記1の方法で消費税を計算する方法を一般課税と呼びますが、消費税の納税義務のない免税事業者（基準期間の課税売上が1,000万円以下）及び簡易課税制度を採用している場合には、そもそも仕入税額控除はありませんので、買い手としての影響はありません。

3. インボイスの有無による影響

1でみたように消費税額の計算においては、仕入税額控除を適用した方が有利となり、そのためにはインボイスの保存が必要となります。

ただし、インボイスを発行できるのは税務署の審査・登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、そのためには課税事業者である必要があります。

どういう事かといいますと、現行、支払った相手先が免税事業者であっても仕入税額控除を受けることができます。大家さんに家賃を支払った場合や、個人へ委託費や報酬を支払った場合など、相手先が課税事業者か免税事業者かを気にする必要が無かったわけです。

インボイス制度導入後は前述したように、適格請求書発行事業者でないとインボイスが発行されず、仕入税額控除を受けることができません。

例えば税込110万円を支払った場合、支払先が適格請求書発行事業者の場合、消費税の計算時に10万円が控除され（課税売上割合100%の場合）、そうでない場合は支払った消費税は単純にコスト増となります。そのため、支払先を変更するようなケースも想定されます。

4. 相手先の確認方法

支払先が適格請求書発行事業者かどうかは、請求書で確認することができます。

適格請求書には登録番号が記載されるようになっています。

また、登録を受けた事業者の情報はインターネットで公開されますので、そちらで確認することもできます。

ドクター会計

インボイス制度②

インボイスによって仕入税額控除を受けることができるかどうかは「買い手側」としての視点となります。それでは「売り手側」の視点としてはどうでしょうか。

1. 適格請求書発行事業者登録するかどうかの判断

売り手先が仕入税額控除を取りたいために、免税事業者である診療所に適格請求書発行事業者になることを求められるケースはほとんど無いと思われます。

なぜなら医療機関の場合、相手先は患者様となりますので、インボイスを発行する必要が無いからです。

ただし、企業による検診等、相手先が課税事業者の場合には、インボイスの発行を求められるケースが想定されます。その際には、免税事業者のままなのか、適格請求書発行事業者になるため、課税事業者になるか判断が必要となります。

また、医療機関以外で、MS 法人を運営したり、不動産収入がある場合にも同様に判断が必要となってきます。

なお、すでに課税事業者となっている場合には、税務署への登録のみで適格請求書発行事業者になることができます。

2. 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

免税事業者は消費税の納税義務が免除され、消費税申告を行う必要がありません。

あえて課税事業者となる必要があるかどうかはよく検討する必要があります。

※国税庁パンフレットより抜粋

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度**を選択している売上先は、インボイスが**不要**です
- 消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

医療承継

遺産が未分割の状態での申告対応

前号では遺産が未分割のままの場合のデメリットについて解説いたしました。今回は、実際に未分割のままで行う相続税申告の方法、及び未分割のままでは①配偶者控除が受けられない②小規模宅地の特例を適用できないという大きなデメリットへの対応方法について解説します。

<遺産が未分割の場合の相続税申告方法>

遺産が未分割の場合でも、申告期限までに申告・納付をすることが重要です。

●申告上の相続財産は、未分割の全ての財産を法定相続割合で各相続人が相続したものと仮定して各人の相続税額を算定し、申告・納付を行う



●①配偶者の税額軽減の特例と②小規模宅地の特例を適用しない状態での高い税額を納付する



●相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付する

<申告期限後3年以内の分割見込書>

申告期限内の未分割申告をする際には、「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付することが重要です。これにより、その申告期限後3年以内に遺産分割が確定した場合には、その分割が確定した日の翌日から4カ月以内に「更生の請求」（還付の申告）を行うことにより、上記①②の特例の適用が可能となり、税額の還付が受けられます。



それでも3年以内に遺産分割がまとまらない場合には・・・



<遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書>

申告期限後3年以内に遺産分割が確定しない場合には、3年を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、所轄税務署長の承認を得られれば、分割確定後4カ月以内に「更生の請求」を行うことにより、同様に①②の特例の適用が可能となります。